



2022年5月13日

各 位

会 社 名 ニチモウ株式会社  
代表社名 代表取締役社長 松本 和明  
(コード番号 8091 東証プライム)  
問合せ先 執行役員総務部長兼財務部長  
小島 章伸  
(TEL 03-3458-4550)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第136回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行にと  
もない、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会の開催が可能となりました。居住地にかかわらず多くの株主のみなさまが出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、感染症や自然災害を含む大規模災害発生時等のリスクを低減するため、現行定款第12条(株主総会の招集)につきまして、場所の定めのない株主総会を開催できる旨を新たに設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除にともない、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年6月24日
定款変更の効力発生日	2022年6月24日

以 上

(下線は変更の部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第5条 (現行のとおり)</p>
<p>第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式 第6条～11条 (現行のとおり)</p>
<p>(株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にそのつど招集する。 ＜新設＞</p>	<p>(株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にそのつど招集する。 <u>②当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第13条～第14条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第14条 (現行のとおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>＜削除＞</p>
<p>＜新設＞</p>	<p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第16条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第39条 (現行のとおり)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>＜新設＞</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) <u>1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p>

	<p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日</u> <u>または前項の株主総会の日から3か月を経</u> <u>過した日のいずれか遅い日後にこれを削除</u> <u>する。</u></p>
--	---

以 上